

平成29年度

第8回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

平成29年12月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、平成29年度第8回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第4条の規定に係る許可後の計画変更承認申請について（一時転用）	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第6号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）	1件
議案第7号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	5件
議案第8号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第9号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	20件
議案第10号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
報告第1号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第2号	農地法第3条の3の規定による届出について	6件
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	14件
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	45件
報告第5号	農地法第5条の規定による許可申請の取下願について	1件
報告第6号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第7号	地目変更について	20件
報告第8号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	4件

<出席委員> (16名)

1番	石井一也	2番	市原律子
3番	横山清亮	4番	小川友安
5番	清宮惠理子	6番	齊藤憲次
7番	浅川政明	8番	長谷川秀明
9番	高橋芳和	10番	竹下洋一
11番	秋庭重樹	12番	中村浩道
13番	西郡高夫	14番	伊原茂久(職務代理者)
16番	長谷部衡平(会長)	17番	橋本泉

<欠席委員> (1名)

15番 齊藤元治

<事務局説明員>

事務局長	加瀬秀行	次長	岡本茂之
次長補佐	橘菌俊朗	農地指導班長	今井正隆
農地利用最適化推進班長	福島悟	農地審査班長	江上章子

開 会 （午前11時）

議長
(長谷部会長)

それでは、規則の定めるところにより、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

ただ今より、平成29年度第8回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 11番 秋庭 重樹委員

議席番号 12番 中村 浩道委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班 班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
班長
(西郡委員)

ご説明いたします。

お手元の資料の1-1をご参照ください。

資料は、位置図を添付しております。

本案件は、花見川区武石町1丁目在住の方が、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、農業経営を引き継ぐため贈与により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班 班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

—— 質問・意見等なし ——

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第1班 班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班 班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
班長
(西郡委員)

ご説明いたします。

はじめに、第1項です。お手元の資料の2-1をご参照ください。

本案件は、長屋住宅用地とするものです。

申請地は、千葉都市モノレール都賀駅から南西に約1kmに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、排水関係については、汚水は汚水管に接続します。雨水は敷地内枳及び貯留浸透槽にて処理後、側溝に接続します。

またブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続中です。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班 班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

—— 質問・意見等なし ——

	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班 班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。 事前審査第1班 班長、ご説明願います。</p>
事前審査第1班 班長 (西郡委員)	<p>ご説明いたします。 第1項です。 資料5ページの位置図をあわせて御覧ください。 本件は、平成29年度第4回農地部会でご審議をいただき、平成29年7月14日付で一時転用許可を行いました案件の、計画変更に係るものです。 緑区高田町に在住の方が、自ら所有する同町の畑、2,028平方メートルの内、270.75平方メートルについて、用地が斜面になっているため、埋め立てを行い平らに農地造成するものです。 平成29年9月30日までの期間で一時転用しているものですが、「土砂発生元の工事開始が遅れ、土砂搬入計画に変更が生じたため、農地造成の期間を平成30年3月20日まで延長したい」というものです。 なお、現在のところ未着工となっております。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。 以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまの、事前審査第1班 班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
清宮委員	<p>議案書によると、当初の許可期間が平成28年からと書いてあるがどういふことでしょうか。</p>

事務局	大変申し訳ありません。平成29年からの誤りです。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないので、採決いたします。 事前審査第1班 班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
事務局	賛成全員でございますので、議案第3号は、承認と決定いたします。
議長 (長谷部会長)	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 それでは、事前審査第1班 班長、説明をお願いします。
事前審査第1班 班長 (西郡委員)	<p>ご説明いたします。</p> <p>第1項から第6項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本項は第2項及び議案第5号との一体案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料の4-1・2をご参照願います。</p> <p>本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。</p> <p>申請土地は、花見川区役所から西に約300mに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。</p> <p>被害防除は、ブロック及び板柵工を設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続します。雨水は浸透施設にて流出抑制後、側溝に接続します。</p> <p>他法令関係は都市計画法に該当し、現在手続中です。</p>
	<p>続けて、関連案件である議案第5号第1項を説明いたします。</p> <p>議案書の9ページと資料20ページの位置図を御覧ください。</p> <p>議案第4号第1項第2項の宅地造成及び建築工事をするにあたり、田1筆、495平方メートルの内、294平方メートルに</p>

使用貸借権を設定し、一時的に「通路用地」として使用したい、というものです。

工事内容としては、土砂で盛土し鉄板を敷設します。

被害防除として、小堰堤を設置し、雨水流出を防ぎます。

一時転用期間は、平成32年7月31日までの約2年7か月間です。

費用は、469万9千円となり、全額自己資金対応です。

次に、第3項です。本項は第4項との一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料の4-3・4をご参照願います。

本案件は、駐車場用地とするため、第3項については賃借権を設定、第4項については売買により取得するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、一部は小集団の区域内にある農地であることから第2種農地、一部は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は住宅と資材置場が混在しております。

被害防除は、雨水は自然浸透にて処理します。

また、ブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

次に、第5項です。お手元の資料の4-5をご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、市立大木戸小学校から北に約300mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は農地と宅地が混在しております。

被害防除は、排水については雨水を自然浸透で処理します。

また、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第6項です。お手元の資料の4-6をご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、県立千葉南高等学校から南東に約500mに位置する農地です。

農地区分は、一部は市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地、一部は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

現況は樹園地で、周辺は宅地、店舗が広がっております。
被害防除は、排水については雨水を自然浸透で処理します。

次に、第7項です。

本項は第8項との一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料の4-7・8をご参照ください。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、第7項については地上権を設定、第8項については所有権の移転をするものです。申請土地は、中野インターチェンジから南西に約1.3kmに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、排水については雨水を自然浸透で処理します。

また、フェンスを設置します。

次に、第9項です。お手元の資料の4-9をご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、JR菅田駅から北東に約800mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断いたしました。

被害防除は、排水については雨水を自然浸透で処理します。

また、ブロックを設置し土砂の流出を防止します。

事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班 班長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員

第5項について、申請地周辺は農地が広がっており農用地のように見受けられますが、なぜ第3種農地なのでしょう。

また、本件において面積の下限要件等がありますか。

事務局	<p>農用地ではないことを確認済みであります。 周辺に農地が広がっておりますが、申請地からおおむね500m以内に2つの公共施設があり、前面道路に水道管及び下水管が埋設されていることから第3種農地と判断しました。 また、本案件につきましては面積の下限要件はありません。</p>
橋本委員	<p>権利を取得して地目変更はしないのですか。</p>
事務局	<p>太陽光パネルの設置が完了次第、雑種地へ地目変更すると考えられます。</p>
橋本委員	<p>大木戸町周辺は優良な農地が多くありますので、環境部門と連携を取りながら極力営農型太陽光発電を推進していただきたい。</p>
事務局	<p>庁内で話し合う機会を設けていきたい所存です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班 班長の説明のとおり、議案第4号及び第5号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>——— 挙手 ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第4号及び議案第5号は、許可と決定いたします。</p>
事前審査第1班 班長 (西郡委員)	<p>次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。 事前審査第1班 班長、御説明願います。</p> <p>ご説明いたします。 第1項です。 資料22ページの位置図をあわせてご覧ください。 本件は、平成28年度第2回農地部会でご審議をいただき、平成28年6月1日付で一時転用許可を行いました案件の、計画変更に係るものです。</p>

茂原市に本店を置く法人が、近接する自社のガス供給基地の改修に伴い、申請地561平方メートルの内180平方メートルを「通路用地」として一時的に使用したいというものです。

平成29年12月31日までの期間で一時転用しているものですが、「天候不順による改修工事の遅れのため、使用期限を平成30年3月31日まで延長したい」というものです。

事前審査第1班といたしましては、特に問題はないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班 班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないようですので、採決いたします。

事前審査第1班 班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員（賛成多数）でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

次に、議案第7号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。

事前審査第1班 班長、ご説明願います。

事前審査第1班
班長
(西郡委員)

ご説明いたします。

第1項です。

千葉西税務署管内の20年経過予定案件です。

花見川区犢橋町在住の農業相続人が、同町の畑3筆、田6筆、合計面積8,644平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、11月17日の現地調査により、花島推進委員に確認していただきました。

事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

	以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第1班 班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
橋本委員	免除の1年前に税務署から調査の依頼がくるのですか。
事務局	そのとおりです。
橋本委員	免除確定の際はどこが調査しているのでしょうか。
事務局	農業委員会は調査しませんが、税務署が調査しています。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班 班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。 次に、議案第8号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。 事前審査第1班 班長、ご説明願います。
事前審査第1班 班長 (西郡委員)	ご説明いたします。 第1項です。 花見川区長作町在住の方が所有しております、同町の畑8筆、合計面積4,820平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、11月28日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。 事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断

し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第1班 班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第1班 班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第8号は、承認と決定いたします。

次に、議案第9号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

それでは、事前審査第1班 班長、説明をお願いします。

事前審査第1班
班長
(西郡委員)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項は、若葉区和泉町在住の農家の方の所有する、同町の田1筆、面積2,645㎡を同区大井戸町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は26万円です。

続いて第2項は、若葉区旦谷町在住の方の所有する、同町の田7筆、合計面積6,012㎡を同区下田町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は180万3千円です。

続いて第3項は、緑区椎名崎町在住の方の所有する、同区平山町の田1筆、面積1,506㎡を同区おゆみ野有吉町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は50万円です。

第4項及び第5項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農

業協同組合が、花見川区武石町在住の農家の方の所有する同町の畑1筆、面積353㎡を賃借にて借り上げ、同町の農家の方に賃借権を新規に設定するもので、設定期間は6年です。

続いて、第6項及び第7項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、花見川区武石町在住の農家の方の所有する同町の畑1筆、面積925㎡を使用賃借にて借り上げ、同町の農地所有適格法人に使用賃借権を引き続き設定するもので、設定期間は6年です。

続いて、第8項から第11項は、権利者が同一のため一括してご説明します。

農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、若葉区北谷津町在住の農家の方、他1名の所有する同町の畑2筆、合計面積5,470㎡を賃借にて借り上げ、佐倉市下勝田在住の農家の方に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも3年です。

続いて、第12項から第14項も、権利者が同一のため一括してご説明します。若葉区下田町在住の農家の方が、同町在住の農家の方、他2名の所有する同町の畑6筆、合計面積5,609㎡に賃借権を設定するもので、第12項及び第13項が新規設定、第14項が再設定です。設定期間は第12項及び第14項が5年、第13項が10年です。

続いて、第15項及び第16項も、権利者が同一のため一括してご説明します。

八千代市大和田在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の農家の方、他1名の所有する同町の田3筆、合計面積6,569㎡に賃借権を新規に設定するもので、設定期間はいずれも5年です。

続いて、第17項から第20項も、権利者が同一のため一括してご説明します。

若葉区千城台南在住の農家の方が、同区更科町在住の農家の方、他3名の所有する同区更科町及び同区下田町の畑5筆、合計面積15,460㎡に賃借権を引き続き設定するもので、設定期間はいずれも5年です。

第1項から第20項までの合計面積は44,549㎡です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第1班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。
説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第1班 班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

———— 質問・意見等なし ————

質問、意見等ないので、採決いたします。
事前審査第1班 班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

———— 挙 手 ————

議長
(長谷部会長)

賛成全員（賛成多数）でございますので、議案第9号は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第10号「農用地利用配分計画(案)に係る意見について」を上程いたします。

本案件は、委員全員による審議を経て意見を決定することが適当であることから、事前審査第1班では、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。

また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千葉市長の依頼により意見を申述するものです。

本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室をお願いします。

議場

===農政部入室===

議長
(長谷部会長)

それでは、「農用地利用配分計画」について市農政部よりご説明願います。

農政部

議案第10号議案について、ご説明いたします。
本案件は、平成28年9月30日付千葉市公告第547号により、千葉県園芸協会が平成38年9月30日までの間、中間管理権を取得している農地を、近隣で営農中の経営規模の拡大を希望

する担い手へ貸し付けるため、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定」により、市長が農業委員会に対して農用地利用配分計画（案）について、意見を求めるものがございます。

農地中間管理事業では、中間管理機構に指定された千葉県園芸協会が、農地の「貸し手」と「借り手」の交渉等を経て、農地の「貸し手」から農地法第3条または農業経営基盤強化促進法による利用権により、中間管理権を取得します。

併せて、機構から「借り手」への貸付けの手続きが行われます。

機構は、中間管理権を取得した農地を貸し付ける場合には、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項」により、農用地利用配分計画（案）を作成し、県の認可を受ける必要があります。

この手続きにおいて、機構は、市に計画（案）の作成を求めることができ、市は、農業委員会に計画（案）について意見を求めることができる旨、同法第19条において規定されておりますことから、本案件は、この計画案について意見を求めるものです。

第1項は、緑区板倉町の田1筆、面積3,213㎡を緑区板倉町所在の法人に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成38年9月30日までの約8年8か月となります。

なお、当該農地につきましては、平成28年12月16日付県認可・公告により、市原市在住の農家に貸し付けられておりましたが、議案書40ページに記載してあります、報告第6号第1項のとおり、平成29年10月31日付で合意解約されております。

本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号」に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第10号の説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの農政部の説明について、質問等ございましたらお願いいたします。

なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。

長谷川委員

農地中間管理機構が新たに農地を借り受けるということでしょうか。

農政部	当初農地を借りていた担い手が中間管理機構との賃貸借契約を解約するのみであり、地権者と中間管理機構の賃貸借関係は継続するものです。
議長 (長谷部会長)	他に質問等無いようですので、ここで、市農政部の方の退室をお願いします。本日は、ご多忙のところありがとうございました。
議場	===農政部退室===
議長 (長谷部会長)	それでは、引き続き、ただいまの農政部、事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、千葉市に付すべき意見がありましたらお願いします。
	——— 意見なし ———
	付すべき意見が無いようですので、お諮りします。 農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することと賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第10号は、「意見なし」と決定いたします。
	以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第8号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の25ページをご覧ください。 報告第1号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」は、1件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。 添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、取消許可指令書を交付いたしました。 議案書の26ページをご覧ください。 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、議案書の29ページまでに6件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の30ページをご覧ください。
報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の31ページまでに14件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の32ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、議案書の38ページまでに45件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の39ページをご覧ください。

報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の40ページをご覧ください。

報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の41ページをご覧ください。

報告第7号「地目変更について」は、20件ございました。
農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の42ページをご覧ください。

報告第8号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、4件ございました。

内容につきましては、11月の総会で審議されたもので、11月16日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答が

議長
(長谷部会長)

あり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

ただいまの報告第1号から第8号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成29年度第8回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 (午前11時50分)